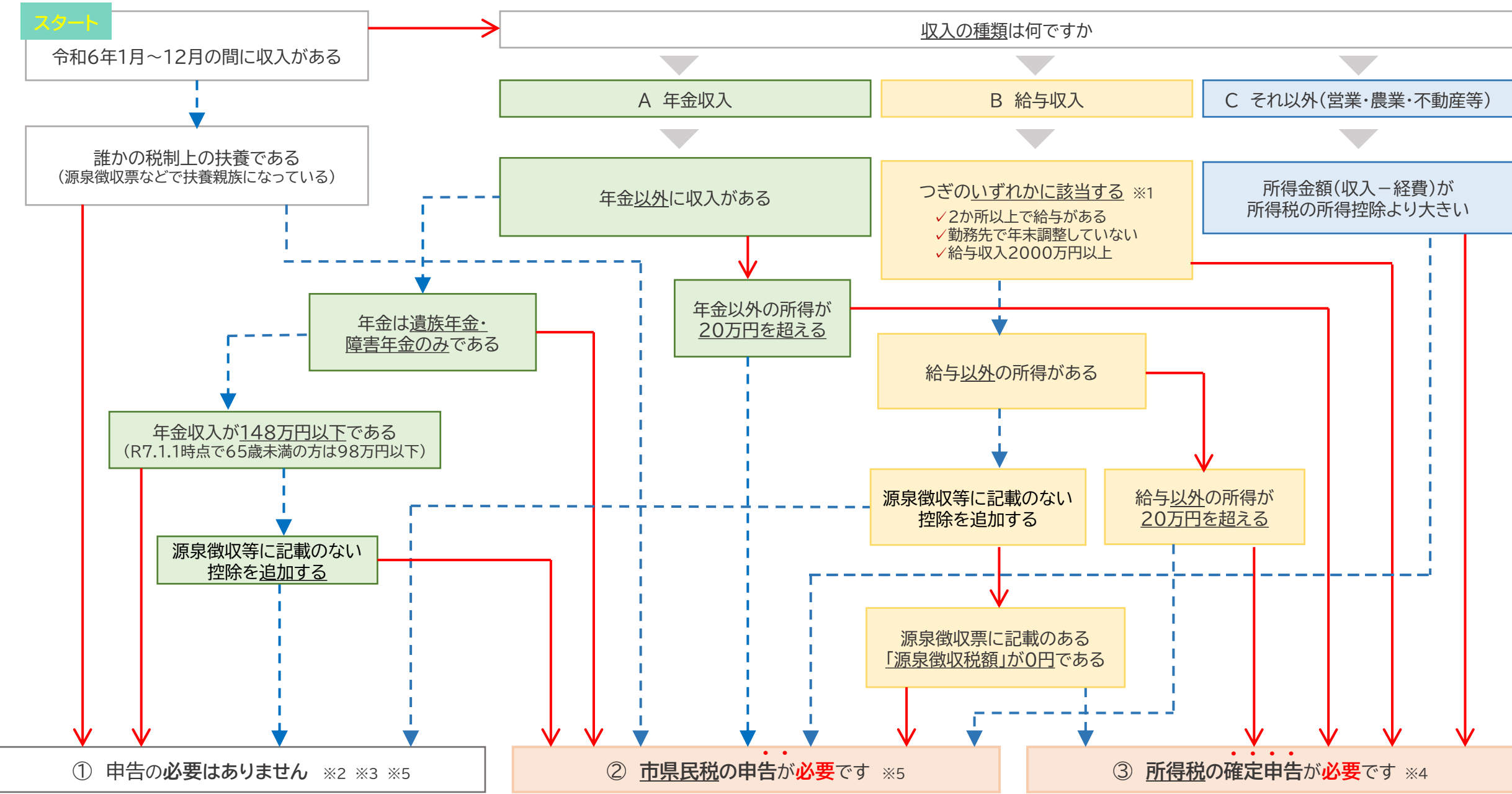


** 申告フローチャート **



※1:「2か所以上で給与収入がある」または「勤務先で年末調整していない」場合で、給与収入の合計が103万円未満の場合は、確定申告は必要ありません
 源泉徴収されている場合は、確定申告することで源泉徴収分が還付されます
 ※2:所得の証明書をとり予定の方は収入がなくても市・県民税の申告が必要です ※3:年金収入が400万円を超える場合には確定申告が必要な場合があります
 ※4:退職した勤務先分を現在の勤務先で年末調整している方は含みません
 ※5:定額減税や定額減税調整給付の対象となっていない場合、R7年度実施予定の不足額給付の申請時に確定申告書の控えが必要となる場合があります